

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第 57 号(2020 年 5 月)

📎📎 ≪ (非課税財産) 心身障害者共済制度_給付金の受給権 ≫ 📎📎

📍【心身障害者の扶養者】

現在、心身に障害をお持ちの家族を扶養されている保護者の方達がいらっしゃると思います。保護者の身に万が一の出来事(死亡や重度障害)が発生した場合には、心身障害者である家族の扶養面に非常に大きな不安が生じてしまいます。

このような不安を解消する為に多くの地方公共団体では、「心身障害者扶養共済制度」を設けています。

📍【心身障害者扶養共済制度】

この制度は、心身障害者を扶養する保護者に万が一の出来事(死亡や重度障害)があった場合に、残された心身障害者である家族の生活の安定を図るとともに心身障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的として設けられています。

📍【制度の概要】

この共済制度の加入者となるのは、心身障害者である家族を扶養している保護者です。

この保護者が加入者となり、地方公共団体と扶養共済契約を締結し、一定の掛け金を納付します。その後、保護者が死亡したり、保護者の身に重度障害が発生した場合には、地方公共団体から心身障害者へ生活の為の給付金(年金)を支給する、という制度です。

では、ここで取得する給付金を受ける権利は、相続税や贈与税の課税対象となるのでしょうか？

📍【一定の要件を満たせば非課税となる】

心身障害者が取得した給付金を受ける権利で一定の要件を満たす共済制度に基づくものは、相

続税や贈与税が非課税となります。

(相法第 12 条 1 項四号、相法第 21 条の 3 1 項五号)

📍【非課税となる共済制度の要件】

上記の非課税特例を受ける為には、その共済制度が下記の要件を満たしている必要があります。

(相令 2 条の 2、所令 20 条 2 項)

「1_扶養の為の給付金であること」

心身障害者の扶養のための給付金(加入者に対して支給される一定の弔慰金を含む)のみを支給するものであること。

「2_高額過ぎないこと」

1 の給付金の額は、心身障害者の生活の為に通常必要とされる費用を満たす金額(1 の弔慰金については、掛金の累積額に比して相当と認められる金額)を超えず、且つ、その額について、特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

「3_所定の事実に基づく給付であること」

1 の給付金(1 の弔慰金を除く)の支給は、加入者の死亡、重度の障害その他地方公共団体の長が認定した特別の事故を原因として開始されるものであること。

「4_確実に運用されること」

1 の給付金(1 の弔慰金を除く)に関する経理は、他の経理と区分して行い、且つ、掛金その他の資金が銀行その他の金融機関に対する運用の委託、生命保険への加入その他これらに準ずる方法を通じて確実に運用されるものであること。

📍📍 【終わり】 📍📍